

都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業 実施設計技術協力業務委託 特記仕様書

総 則

1 適 用

本特記仕様書は、長野市が委託する「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業実施設計技術協力業務委託」に適用する。

2 目 的

一級河川裾花川に架かる相生橋は昭和10年に架設された古い橋梁であり、防災・安全の観点からも架替が喫緊の課題となっている。一方、本路線は中心市街地にアクセスする重要道路であり、工事中の長期にわたる通行止めが困難なことや、現橋に共架するライフラインの移設、送電鉄塔との近接工事など、施工方法・施工期間等にかかる制約が非常に多い現場である。

本業務は、制約が非常に多い相生橋の架替工事の実現に向けて、実施可能な施工計画策定を目的として行う詳細設計に対して、技術協力業務を委託するものである。

3 事業手法および実施体制

相生橋改修事業は、施工方法・施工期間等にかかる制約が非常に多い現場であり最適な仕様が確定できないことから、実施設計業務委託事業者（以下、「設計者」という。）と協働し、施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援が実施設計に反映できる「技術協力・施工タイプ（E C I 方式）」を導入するものである。なお、技術提案に基づき選定された者を優先交渉権者という。

優先交渉権者は、実施設計技術協力業務委託の受注者（以下、「受注者」という。）となり、長野市（以下、「発注者」という。）が別途契約した設計者と協力して、受注者の施工技術に基づく設計を完成させるものとする。

4 定 義

次に掲げる用語の定義は、以下のとおりである。

- (1) E C I 方式とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式をいう。
- (2) 基本協定とは、工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する協定をいう。
- (3) 設計協力協定とは、受注者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び受注者間の調整及び協力に関する協定をいう。
- (4) 設計協議とは、発注者、設計者及び受注者が出席し、設計内容について協議するものをいう。

第1条 業務項目等

1 業務項目

- (1) 現地踏査及び業務計画書作成 一式
- (2) 設計の確認 一式
- (3) 施工計画の作成 一式
- (4) 技術情報等の提出 一式
- (5) 全体工事費の算出 一式
- (6) 関係機関等との協議資料作成支援 一式
- (7) 技術提案 一式
- (8) 設計協議 一式
- (9) 報告書の作成 一式
- (10) 打合せ協議 一式

2 業務内容

- (1) 現地踏査及び業務計画書作成 一式

業務実施に際して本業務内容を把握し、業務実施のための現地踏査を実施したうえで、基本方針・工程計画・作業体制等について検討された業務計画書を作成し、発注者に提出する。

- (2) 設計の確認

受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。

- (3) 施工計画の作成

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

- (4) 技術情報等の提出

受注者は、発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。

- (5) 全体工事費の算出

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて発注者と協議を行うとともに、発注者の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

- (6) 関係機関等との協議資料作成支援

受注者は、発注者が行う地元及び関係行政機関との協議について、施工の観点からの助言や、技術情報の提供により支援を行う。

(7) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

(8) 設計協議

受注者は、発注者及び設計者と設計に関する協議を行う。設計協議には、必要に応じて、添架管事業者も参加する予定である。協議回数は9回（2～3週間に1回の頻度）とし、すべての設計協議に管理技術者は出席するものとする。

(9) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、本業務に対する業務計画や成果等について発注者との打ち合わせを行うもので、業務着手時及び成果品納入時、中間打合せ1回を想定している。また、全ての打合せ協議に管理技術者は出席するものとする。

第2条 受注者の義務

- (1) 受注者は、業務の意図・目的を十分理解すると共に、構造基準等に適合し、所定の強度・耐久性・施工性・安全性・美観・環境衛生等の諸要素を満足するよう高度の技術を発揮すること。
- (2) 受注者は、常に企業としての中立性を保持すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり関連する諸法令を厳守すること。

第3条 検査

受注者は、検査・検収等において受注者の責に帰すべき理由により、業務目的が達成されていないと認められた場合、すみやかに訂正・補正その他の処置をすること。

第4条 成果品

- (1) 成果は、すべて発注者に帰属するものであって、いかなる形においても発注者の許可なく発表・引用しないこと。
- (2) 本業務の成果品については、下表の通りとする。

成果品の内容

- ・電子媒体 CD-R またはDVD-R 2部
- ・紙媒体 報告書 2部

第5条 私有地への立ち入り

- (1) 受注者は、業務実施のため現地に立ち入る場合は関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めること。
- (2) 借地・伐採・その他補償等が必要な場合は、別途、発注者と協議すること。

第6条 その他

受注者は、業務の方針・条件等に疑義を生じた場合、その他不明な点や定めのない事項については、発注者と協議すること。